

第 4 4 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 6月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2020年度修学旅行実施（小中高）についてわかるもの一切

- 2 実施機関は、請求内容が漠然としており、審査請求人が具体的にどのような文書を求めているのか判断できないため、本件公開請求に係る行政文書を特定できないとして、同月30日に補正依頼を行い、以下のとおり請求内容が補正された。

①請求日（令和 2年 6月26日）時点における名古屋市立小・中・高等学校の修学旅行の日程及び行先がわかるもの

②実施についての

- ・通知文書
- ・通知文書の添付文書、参考資料

③・通知にいたった経過、根拠のわかるもの 会議記録も含む

- 3 同年 7月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求内容①及び②について、次に掲げる行政文書を特定し、公開決定を行い、請求内容③について、対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）は作成又は取得しておらず不存在であることを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ・令和 2年度 小学校修学旅行出発日一覧＜出発日順＞
- ・令和 2年度 中学校修学旅行出発日一覧＜出発日順＞
- ・令和 2年度 市立高等学校修学旅行（研修旅行）一覧＜予定＞
- ・令和 2年度の修学旅行の実施について（小・中・特別支援学校）（以下「通知 1」という。）
- ・令和 2年度の修学旅行の実施について（高等学校）（以下「通知 2」という。）

いう。)

- ・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第 1 版）」について（以下「通知 3」という。）
 - ・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第 2 版）」について（以下「通知 4」という。）
- （いずれも請求に係るもの）

4 同月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として作成又は取得しておらず存在しないため、非公開とすると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求書の文章を鑑みるに、審査請求人の請求の意図するところは、「どのような経過で、新型コロナウイルス対応の学校行事が実施機関において取り組まれているかを知るために請求している」ことにあるように読み取れるところ、この請求の意図に対して、「知ることができなかった」、「知りたいということ」から審査請求を提起したようである。

(2) また、審査請求人は、「実施機関において…明らかにする責任がある」と述べており、同文の趣旨が「実施機関には公開請求事項を明らかにする責任があるのだから、審査請求人の知りたい情報を公開すべきである」という趣旨であるとする、本件審査請求の求めるところは、「実施機関は、公開請求事項について、審査請求人が知りたいと希望していることについて文書を作成し、公開すべきであるのに、非公開とした決定は不当である」ということから本件処分の取消しを求めているように思われる。

(3) しかしながら、実施機関としては、行政文書公開請求に係る審査請求とは、知りたいことを知ることができなかったからという理由だけでなされるべきものではないと理解しており、本件審査請求の理由がそのようなものであれば、本件審査請求は、却下又は棄却されるべきと考える。

(4) また、例え本件審査請求が、公開請求の内容に該当する行政文書が不存在ではないという意図で提起されたものであるとしても以下述べるとおり、その申立てにも理由はない。

ア 通知 1、通知 2及び通知 3を作成した経緯

令和 2年 6月 4日、文部科学省初等中等教育局児童生徒課(以下「文科省」という。)から「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第 1版)」について(以下「手引き 1」という。)が送付された。手引き 1を踏まえ、実施機関は、修学旅行の実施に当たり、各学校長に注意喚起すべき事項を決めるために何度か打合せを行った。令和 2年 6月23日、実施機関は、当該打合せで出された意見をまとめたものとして通知 1及び通知 2を作成し、小・中・特別支援学校長には通知 1を、高等学校長には通知 2を発出した。併せて、実施機関は、手引き 1を添付資料として、通知 3を各学校長あてに発出した。

イ 通知 4を作成した経緯

同月23日、実施機関が通知 1、通知 2及び通知 3を発出した後、文科省から「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第 2版)」について(以下「手引き 2」という。)が送付された。実施機関は、修学旅行の実施について、通知 1、通知 2及び通知 3に加えて注意喚起をするため、手引き 2を添付資料として、通知 4を各学校長あてに発出した。

ウ 請求に係る行政文書が存在しないこと

手引き 1を受領してから通知 4を発出するまでに実施機関で打合せを行ったことはア及びイで述べたとおりであるが、当該打合せのために資料を作成し、取得した事実はなく、議事録を作成した事実もない。したがって、本件審査請求に係る文書は、不存在である。

- (5) 以上のことから、審査請求人の申立てには理由がないので、請求を却下し、又は棄却するとの裁決を求める。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの決定、裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求に関する件は、新型コロナウイルスに関連するものである。学校行事変更等含め、行事に関するものは、例年のものを出されたとして

も、打合せ、もしくは会議がなされたと、判断している。その起因するものは、新型コロナウイルス対応ということが想定される。

- (2) 「作成又は取得したものはない」という非公開理由であるが、少なくとも、通知に至った、会議、打合せ等、もしくは根拠になるものが、想定される。
- (3) 審査請求人としては、どのような経過で、新型コロナウイルス対応の学校行事が、実施機関において取り組まれているかを知るために請求しているが、今回はそのことを知ることはできなかった。
- (4) ガイドブック等が公開されているが、最終的に、実施機関においての決定等は、実施機関における、資料等を含め、どのように、参考、引用されているかも含め、知りたいということ。
- (5) 実施機関において、新型コロナウイルス対応で、修学旅行の実施がどのように取り組まれているのか、どのようなことが配慮されたのかなどを、明らかにする責任がある。
- (6) 「通知」ということであるからには、職員が単独で出せるものではないことは、明らかである。実施機関の弁明書に「打合せを行った」という記載がある。打合せにおいて、まったく何の資料もなく、話が進むとは思われない。
- (7) 実施機関において、決定されたことが、通知として出されたことは明らかであるので、その経過を明らかにされ、明らかにされたもの、レジメ等、資料、決定されたこと、通知内容が公開されることを求めるものである。
- (8) 通知を出すにあたって、その通知のたたき台のような文書は打合せに提出されていないのか。通知の原案が示されてもいいのではないか。
- (9) 知りたいということで公開請求を行い、非公開ということに不服があるから、審査請求をする。知る権利に対して保証されたことと理解していたが、知る権利だけでは、審査請求をする事ができないと言われているようである。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について実施機関に確認したところ、通知 1から通知 4（以下これらを「各通知」という。）までの発出にあたり、実施機関内で何度か打合せを行っており、当該打合せにおいては各通知の原案（以下これらを「本件文書①」という。）を作成した担当者が、出された意見を手持ちのメモ（以下「本件文書②」という。）に集約していたとのことであった。

(2) 打合せで出た意見等を本件文書①の電子データに反映させて上書き保存し、各通知を作成したため、本件文書①は存在しないとのことであり、本件文書②は、各通知を作成するために担当者の手控えとして作成されたもので、本件文書②を他の職員と共有するなど、組織的に共用管理・保存されていたものではなく、行政文書には該当しないとのことであった。

(3) 本件文書①に係る実施機関の上記(1)及び(2)の主張については、意思形成の過程を後から確認するために原案を組織共有できる状態で保存している事例が存在することから、不合理な点がないとまでは言い切れないものの、通知の原案を保存する必要があることを定めた規定は存在しないことから、本件文書①が存在しないとする主張を認めざるを得ない。

(4) また、本件文書②は、実施機関の職員が職務に関連して作成した文書ではあるが、担当者が各通知を作成するための個人的なメモであることから、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものとは認め難く、行政文書としては存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 8月 5日	諮問書の受理
10月 6日	弁明書の写しの受理
11月18日	反論意見書の受理
令和 5年 9月15日 (第65回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
令和 5年10月13日 (第66回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年 7月 1日	行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述の 記録書の受理
10月23日 (第78回第 2小委員会)	調査審議
11月 7日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里